

◆児童手当の目的

父母その他の保護者が、子育てについての第一義的責任を有するといふ基本的認識の下に、児童を養育している者に手当を支給すること、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的としています。

◆支給対象者

中学校修了(中学3年生)までの子どもを養育している方

◆支給額(平成29年度月額)

- 0歳～3歳未満 15000円(一律)
- 3歳～小学校修了前 10000円
- ※第3子以降は15000円
- 中学生 10000円(一律)

※第3子以降とは、今年度末に18歳以下である子どもで判断します。

◆支給時期

児童手当は原則として、年3回で、前月分までの手当を支給します。

・6月(2月～5月分)

◆所得制限の導入

平成24年6月手当分より所得制限が導入されています。受給者の所得が所得限度額を超過した場合、「児童手当」は支給されませんが、「特例給付」として、支給対象の児童一人につき月額5千円が支給されます。

【扶養親族の数と所得限度額】

※扶養親族とは、年末調整や確定申告等で申告した扶養親族等の人数です。

0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

※扶養親族等の人数が6人以降は、1人増えるごとに38万円を所得限度額に加算します。

寄附について

児童手当などの全部または一部を、黒潮町の子育て支援の事業に

活かすために寄附することができま。寄附をご希望の方は、手当支給月の前月の20日までに役場窓口申し出をしてください。

出生や転入などの場合は手続きが必要

出生や黒潮町への転入により、新たに受給資格が生じた場合や、児童手当の対象人数が変わった場合は、役場窓口(公務員の方は勤務先)での申請手続きが必要です。手続きは、誕生日・前住所地を転出した際の転出予定日の翌日から数えて、原則15日以内の手続きが必要

です。手続きが行われなかった場合は、手当を受給できない月が発生する場合があります。また、受給者が公務員になった場合や、公務員を辞めた場合も手続きが必要です。必要書類については、窓口までお問い合わせください。

○お問い合わせ

本庁住民課住基戸籍係

佐賀支所地域住民課

総合窓口第2係

☎55-3701(直通)

親子陶芸教室

夏休みの一日をお子さんと触れ合いに、陶芸体験を楽しみませんか。

準備から片づけまで皆さんと一緒に行います。作品は、8月末までには皆さんにお渡しします。

◆対象者 町内在住の方

◆日時 7月29日(土)午前9時～正午まで

◆場所 黒潮町社会福祉協議会

(大方本所)二階大ホール

◆費用 一人 10000円

◆持参するもの タオル3～4枚

◆申込締切 7月20日までに

左記にご連絡ください。

○お問い合わせ 岩本 仁美

☎090-3785-1144

★汚れても構わない服装でお越しください。

「訂正」

平成29年3月に発刊された「黒潮町史」の4ページに誤りがありました。ここに訂正させていただきます。

場所 4ページ 図表序1

黒潮町の位置

有井川 ※河川の名称

伊田川 ※河川の名称